

新宿区第三次環境基本計画（改定）素案に対する
「パブリック・コメントでの意見要旨と区の考え方」
「地域説明会での意見要旨と区の考え方」

令和5（2023）年2月
新 宿 区

1 パブリック・コメント等の実施結果（概要）

(1) パブリック・コメント

- ① 実施期間 令和4年11月15日（火）から12月14日（水）まで
- ② 意見提出者 54名
- ③ 提出方法 郵送0名、FAX0名、持参0名、ホームページ54名
- ④ 意見数 109件
- ⑤ 意見の計画への反映等

| 項目 | | 意見数 |
|----|---------------------------|------|
| A | 意見の趣旨を計画に反映する、意見を踏まえて修正する | 0件 |
| B | 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ | 28件 |
| C | 意見の趣旨に沿って計画を推進する | 5件 |
| D | 今後の取組の参考とする | 41件 |
| E | 意見として伺う | 32件 |
| F | 質問に回答する | 3件 |
| 合計 | | 109件 |

(2) 地域説明会

① 開催日及び会場

- 12月3日（土）10時～11時30分 落合第一地域センター
- 12月3日（土）14時～15時30分 新宿リサイクル活動センター
- 12月4日（日）10時～11時30分 四谷地域センター
- 12月6日（火）14時～15時30分 牛込箆笥地域センター
- 12月8日（木）18時～19時30分 環境学習情報センター

- ② 参加者数 41名
- ③ 意見数 12件
- ④ 意見の計画への反映等

| 項目 | | 意見数 |
|----|---------------------------|-----|
| A | 意見の趣旨を計画に反映する、意見を踏まえて修正する | 0件 |
| B | 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ | 1件 |
| C | 意見の趣旨に沿って計画を推進する | 0件 |
| D | 今後の取組の参考とする | 1件 |
| E | 意見として伺う | 0件 |
| F | 質問に回答する | 10件 |
| 合計 | | 12件 |

2 パブリック・コメントでの意見要旨と区の方針

| No. | 素案頁 | 章番号 | 意見要旨 | 区の方針 |
|------|-------|-----|--|--|
| 1～28 | 26 | 4 | 2030年度の区内のCO ₂ 削減目標について、都の「カーボンハーフ」と整合を図り、2013年度比で60%以上へと変更すべき。 (同一意見ほか27件) | D ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、「ゼロカーボンシティ新宿」を実現するために、CO ₂ 排出削減の取組を継続して着実に実践していくことが重要であると考えています。そのため、2050年のCO ₂ 排出量実質ゼロに向け、一定の割合で継続的に削減するという考え方を基に、2030年度の区内のCO ₂ 削減目標を設定したところです。現時点で、削減目標は変更しませんが、今後「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて、地球温暖化対策の取組を加速していくとともに、区内のCO ₂ 削減状況や国等の対応を注視し、必要があれば目標値の見直しを検討します。 |
| 29 | 34～52 | 5 | 温室効果ガスの削減に向けて、事業者と区の連携が大きなポイントになるが、計画では区から事業者へのはたらきかけや、事業者との連携をはかる施策が少ない。 | C ご意見を踏まえて、計画を推進します。 ご指摘のとおり、事業者への働きかけは重要だと捉えています。この計画でも、民間による都市開発諸制度を活用した建築や再開発事業において、CO ₂ の削減に向けた取組を促していくことをうたっています。一層のCO ₂ 削減を図っていくため、今後も事業者に対し、こうした取組などを通じて働きかけを続けていくとともに、事業者向けの省エネルギー機器等の導入促進に向けた助成制度も拡充していきます。 |
| 30 | 34～52 | 5 | 排出量削減目標達成のために区民・事業者へ協力を求める事が不可欠なので、建替を計画する区民・事業者に対し、何かしらの取組を行うべき。 また、区内の国、都、団体が所有する公共施設の不要な建替は中止を求めるべき。 | D ご意見は、今後の取組の参考とします。 都では、令和7年度から新築住宅等への太陽光発電設備の設置を義務化することとなっていることから、区もこうした制度の周知を都と連携して進めていきます。また、事業用の建物の建替に際しては、都市開発諸制度や補助金の基準を満たすだけでなく、ZEB化の実現に向け助言・指導を行い、エネルギー効率の高い建築物となるよう誘導していきます。 なお、区内の国、都、団体が所有する公共施設については、施設の所有者が建替等の判断を適切に行うべきものと考えます。 |
| 31 | 34～52 | 5 | 商業施設にも、CO ₂ 削減目標を課すこと。 | D ご意見は、今後の取組の参考とします。 既存の商業施設について新たなルールを設けることは、現時点で考えていませんが、市街地再開発事業等を活用した商業施設の建設においては、都市開発諸制度や補助金の基準を満たすだけでなく、ZEB化の実現に向け助言・指導を行い、エネルギー効率の高い建築物となるよう誘導していきます。 |
| 32 | 34～52 | 5 | 環境省主導で行われている第三回脱炭素先行地域へ応募すべき。 | E ご意見として伺います。 脱炭素先行地域の募集要領では、「2030年度までに、民生部門の電力消費に伴うCO ₂ 排出の実質ゼロを実現すること」と定めています。区内からのCO ₂ 排出状況や現在の再エネ電力の供給状況を見ると、区の脱炭素先行地域への参加は困難であると考えております。 |
| 33 | 34～52 | 5 | 区は、新宿区内の事業所との連携を強化し、二酸化炭素排出を抑える施策を立てるべき。 | B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、環境にやさしく電力調達コストの削減にも繋がる「新宿再エネオークション」を実施し、区内事業者の再エネ導入を支援しています。 さらに区では、事業者向け太陽光発電システムやLED照明の導入助成を進めており、今後も助成件数の拡大を図るとともに、ニーズが多い機器を助成対象に追加するなど、事業者のCO ₂ 排出量削減の取組を支援していきます。 |

| No. | 素案頁 | 章番号 | 意見要旨 | 区の考え方 |
|---------------|---|-------------|--|--|
| 34 | 37 | 5 | 再生可能エネルギー切替の推進について、オークションよりも、自ら選べる仕組みの方が良い。区がホームページなどで電力会社を紹介、比較して、選べる仕組みづくりや、再エネ選択した際に補助金を出す等が良い。 | D ご意見は、今後の取組の参考とします。 区が直接、電力会社を紹介する制度を構築する考えは、現時点ではありません。 また、再生可能エネルギー電力等への切替に伴う補助事業は実施しません。一方で、導入に向けたインセンティブ等については、具体的に検討していきます。 |
| 35～ 37 | 37～ 39 | 5 | 再エネ促進・啓発ではなく、積極的に企業が再エネを導入できるように手助けすべき。(同一意見ほか2件) | B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、太陽光発電設備助成に加え、環境にやさしく電力調達コストの削減にも繋がる「新宿再エネオークション」を実施し、区内事業者の再エネ導入を支援しています。今後もこうした取組を通じ、事業者の再エネ導入促進を図っていきます。 |
| 38 | 37～ 39 ・ 43～ 45 ・ 106 | 5 ・ 6 | 区有施設への太陽光パネルの設置や地方の自治体等と連携した再エネ設備の設置、事業者への呼びかけ、また新築住宅への太陽光パネル設置の普及啓発などを進めるべき。 | B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区有施設への太陽光発電設備の導入については、「第6章 区有施設におけるCO ₂ 排出削減の取組」の中で、区有施設の新築や建替えの際に導入することとしています。現時点では、建物の構造等で17施設での導入となっていますが、今後はこの計画に従い増やしていきます。 また、地方自治体等との連携による再エネ導入についても検討を進めます。 さらに区では、事業者向け太陽光発電設備の導入助成を進めており、今後も助成件数の増加を図るとともに、事業者へ「新宿再エネオークション」の周知を図り、再エネ導入を呼び掛けていきます。 なお、都が進める新築住宅等への太陽光発電設備の導入の義務化についても都と連携しながら周知を図っていきます。 |
| 39 | 43 ・ 44 | 5 | 省エネルギー機器等助成制度の制度の周知・利用促進とともに、まだ対象となっていない機器への対象拡大や助成額の拡大など充実をすべき。 | B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 これまでも区では、省エネルギー機器等助成制度の拡充や対象の見直しなどを進めてきました。今後も充実に努めていきます。 |
| 40 | 43～ 45 | 5 | 森林環境譲与税を何に利用しているか。森林環境譲与税を業務部門のエアコンの入れ替え補助などに転用することを検討すべき。 | D ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿区では、これまで森林環境譲与税を「新宿の森」の整備等に活用してきました。 森林環境譲与税は、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることと定められており、現時点でご指摘の業務部門のエアコンの入替助成に活用することは困難な状況です。一方で、今回の計画改定に合わせ実施した事業所向けアンケートの結果を見ると、高効率空調機への助成を望む回答が多かったことから、これまでも実施してきた事業者向け省エネルギー機器等導入助成に加えることを検討していきます。 |
| 41 ・ 42 | 43～ 45 | 5 | 省エネと同時に断熱性能の向上も進めるべき。(同一意見ほか1件) | B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、区民向けに屋根や屋上への高反射率塗装や断熱窓改修への助成を実施しています。また、都市開発諸制度において、「環境都市づくり」を重要方針に位置づけ、建築物の高断熱率化などさまざまな取組を条件として、CO ₂ の排出削減に向けた効果の高い取組を誘導していきます。 |

| No. | 素案頁 | 章番号 | 意見要旨 | 区の考え方 |
|-----|-----------|-----|---|---|
| 43 | 43～45 | 5 | P.45「個別目標1-2 省エネルギー対策の加速」の施策内容に、「住宅・建築物の省エネルギー性能の向上への働きかけ」として、工務店や住宅メーカー、事業者への情報共有や働きかけ等も加えるべき。 | D ご意見は、今後の取組の参考とします。 工務店や住宅メーカー等への情報提供や働きかけについては、都が「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を改正し、建物の省エネルギー対策の加速に向け、さらに取り組んでいく考えが示されています。取組としては、さまざまな支援や先行的取組へのインセンティブも検討しており、その内容等に関する問合せ先として総合相談窓口を設置することとなっています。今後、こうした都の取組を広く周知するよう都に働きかけるとともに、区の窓口でもご案内できるよう連携を図っていきます。 |
| 44 | 43～45 | 5 | 再エネを促進するため、太陽光発電の普及策を拡大すべき。 | B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、区民及び区内事業者向けに、太陽光発電設備導入助成を実施しています。今後も、助成件数等の拡充を図っていきます。 |
| 45 | 43～45 | 5 | 再エネ導入推進は、再エネ電力の選択だけでなく太陽光発電のビル、住宅への設置等の促進も必要である。 | B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、区民及び区内事業者向けに、太陽光発電設備導入助成を実施しています。今後も、助成件数等の拡充を図っていきます。 併せて、都が「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」改正に伴い、さまざまな支援や先行的取組へのインセンティブや総合相談窓口の設置も検討していることから、こうした都の取組を広く周知するよう都に働きかけるとともに、区の窓口でもご案内できるよう連携を図っていきます。 |
| 46 | 43～45・106 | 5・6 | 建物を建てる際、ZEB化だけでなく、それ以前に長寿命化を推進すべき。また、区自らが率先して実施すると共に、まちづくりの方針として再開発の抑制や超高層ビル建設の抑制など、ゼロカーボンシティ新宿にふさわしい方針とすること。 | B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 都市開発や建築計画の際の上位計画となる都市マスタープランでは、環境に配慮したまちづくりの方針を定めており、建物などの計画から竣工、維持管理などに至る全過程において、環境負荷の軽減への配慮や長寿命化修繕計画の策定などによりライフサイクルコストの軽減を図ることで、資源循環型のまちづくりを目指すこととしています。 区有施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、既存施設の長寿命化などに取り組んでおり、施設の計画的な修繕を実施することにより、誰もが安全で快適に利用できる公共施設を維持してまいります。 都市の防災性の向上や機能更新など、地域課題を解決するために市街地再開発事業は有効であり、今後も必要に応じて市街地再開発事業を環境に配慮しながら推進していくものです。これらの事業等に対しては、建築物の高断熱化及び省エネ性能の高い設備の導入など、CO ₂ 排出量削減のための様々な取組を義務付けています。 今後も環境に関する技術革新を注視し、再開発などに求める環境配慮事項を強化していくことで、ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組んでいきます。 |
| 47 | 45 | 5 | 区有施設以外でもZEB・ZEH化が進むよう、インセンティブを設定すべき。 | B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 民間の建物でのZEB化については、市街地再開発事業においてZEB化の取組を補助金の評価項目に位置づけることで誘導を図ります。また、住宅等のZEH化については、都が実施している「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」において、新築の際に、経費の一部を助成する制度があることから、その周知を都と連携して行っていきます。 |

| No. | 素案頁 | 章番号 | 意見要旨 | 区の考え方 |
|-------|-------|-----|--|---|
| 48 | 45・51 | 5 | 「再生可能エネルギー電力を導入した」事業者の目標値を、25%から引き上げるべき。また新築・改築の時期のみZEB化の啓発を行うのではなく、事業者向けの断熱ワークショップを開催すべき。 | D ご意見は、今後の取組の参考とします。 2050年にゼロカーボンシティを実現するために、今計画で令和9年度までの事業者の再生可能エネルギー電力等の導入割合をバックキャストにより目標値を算出し、設定したところ。現時点で、この目標値は変更しませんが、区内のCO ₂ 削減状況や国等の対応を注視し、必要があれば目標値の見直しを検討します。 また、現時点で事業者向けの断熱ワークショップを開催する予定はありませんが、断熱の重要性を含め、事業者省エネセミナー等を通じて区内事業者の省エネルギー行動等の啓発に取り組んでいきます。 |
| 49 | 49 | 5 | 導入予定の森林環境税で得られる財源を森林保全拡大に活用すべき。 | B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 森林環境譲与税は、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることと定められています。 区では、長野県伊那市・群馬県沼田市・東京都あきる野市の3か所に開設した「新宿の森」を整備することで、CO ₂ 吸収量の増加を図る「カーボン・オフセット事業」等に充てています。 今後もこうした事業の拡充を進め、森林環境譲与税の有効活用を図っていきます。 |
| 50 | 49 | 5 | 猛暑による熱中症対策として、学校や各運動施設の緑化や日陰の設置を検討すべき。また、通学路についても街路樹などで日陰となる場所を増やすべき。 | D ご意見は、今後の取組の参考とします。 各校の校庭のスペースは限られているため、樹木を増やすことは難しい状況です。なお、授業中やクラブ活動中における児童・生徒の熱中症対策については、こまめに休憩を取るなどの対策を各校で実施しており、今後も各校と連携して熱中症対策を徹底してまいります。 グラウンド、野球場などでは、競技を行うための面積を確保する必要があるため、木を増やして日陰エリアを増やすことは難しい状況です。なお、新宿スポーツセンターでは「みどりのカーテン」プロジェクトに参加することで、施設の緑化に努めています。また、新宿コズミックスポーツセンター、大久保スポーツプラザでは、玄関前のスペースを有効活用して花の手入れ等の緑化活動を実施しています。 通学路等の区道では、区で策定した街路樹管理指針に基づき街路樹の整備を行っています。 |
| 51・52 | 49 | 5 | 区においてもグリーンインフラの導入を検討すべき。 (同一意見ほか1件) | B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 グリーンインフラの活用が気候変動適応に有効であることは承知しています。区では、現在検討している「新宿区まちづくり長期計画 まちづくり戦略プラン」の改定の中で、グリーンインフラを位置づけて取組を進めていく予定です。今後もこうした取組を着実に推進していきます。 |
| 53 | 49 | 5 | 気候変動への緩和・適応策、都市の食料自給率の向上のためにも、新宿区の率先行動として、都市農業（アーバンファーム）を推進すべき。 | E ご意見として伺います。 区内には広い土地がなく、建物の屋上などを活用しても安定的な農業を営むのは現在は困難だと考えています。現時点では、こうした課題を解決できるような技術開発に関する情報収集に努めていきます。 |

| No. | 素案頁 | 章番号 | 意見要旨 | 区の考え方 |
|-----|-------|-----|--|--|
| 54 | 51 | 5 | 再生可能エネルギー電力を導入している区民の割合（20%）、事業所の割合（25%）の目標値をそれぞれ25%、30%とし、具体的誘導策を実施すべき。 | D ご意見は、今後の取組の参考とします。 2050年にゼロカーボンシティを実現するために、今計画で令和9年度までの区民及び事業者の導入割合をバックキャストにより目標値を算出し、設定したところです。現時点で、この目標値は変更しませんが、区内のCO ₂ 削減状況や国等の対応を注視し、必要があれば目標値の見直しを検討します。 また、区では区民向けには「みい電（みんなでいっしょに自然の電気）」、事業者向けに「新宿再エネオークション」による再生エネルギー導入を推進しているところです。今後もこうした取組を継続し、目標達成を目指します。 |
| 55 | 51 | 5 | 街路灯のLED化は速やかに100%めざすべき。 | B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区街路灯のLED化については、計画的に改修を進めており、現在小型蛍光灯及び大型街路灯のLED化に取り組んでいます。引き続き道路の環境対策を推進するため、区街路灯のLED化完了に向けて、積極的にLED化を進めていきます。 |
| 56 | 54 | 5 | P.54「基本目標2 豊かなみどりの保全と創出 個別目標2-1 まちなかのみどりの保全と創出」の「まちなかのみどりとして、公園のみどりの保全・充実に努めます。」の次に「特に風致地区におけるみどりの保全を図り樹木の伐採を回避するよう努めます。」と追記すべき。 | E ご意見として伺います。 この計画では、区内全域のみどりの保全を対象としていますので、特定のエリアについて追記する考えはありません。 |
| 57 | 54 | 5 | 「基本目標2／個別目標2-1まちなかのみどりの保全と創出」の「まちなかのみどりとして…公園、のみどりの保全・充実に努めます」の次に、「特に風致地区におけるみどりの保全を図り、樹木の伐採は回避するよう努めます。」と加えるべき。 | E ご意見として伺います。 この計画では、区内全域のみどりの保全を対象としていますので、ご指摘の文言を追記する考えはありません。 |
| 58 | 54～57 | 5 | 「基本目標2 豊かなみどりの保全と創出 個別目標2-1」に「特に風致地区における樹木の伐採を回避し、みどりの保全を図るよう努めます。」と追記すべき。 | E ご意見として伺います。 この計画では、区内全域のみどりの保全を対象としていますので、特定のエリアについて追記する考えはありません。 |
| 59 | 54～57 | 5 | 「個別目標2-1まちなかのみどりの保全と創出」に、「今ある緑の保全を優先し、管理を継続して行えるよう配慮します」と追記すべき。 | E ご意見として伺います。 この計画では、みどりの保全の充実と創出の拡充の両面から目標を設定しているため、保全を優先する記述を追記する考えはありません。 |
| 60 | 56・57 | 5 | 落ち葉は土壌に還り豊かにしてくれる貴重な有機物だが、燃えるゴミとして集積処分する必要があるのか。 公園内に落ち葉用のコンポストなどを設置し、有機物はその場で土壌に還す仕組みで公園を管理すべき。 | D ご意見は、今後の取組の参考とします。 公園内の落ち葉等を腐葉土とするためには、攪拌や運搬、散布など、大変な労力と時間を要するため、指定管理者制度を導入している新宿中央公園でのみ一部実験的に実施しています。このことから、他の区立公園への拡大については、現時点では考えておりません。 |
| 61 | 56・57 | 5 | 区立公園のまとまったみどりを守り、一本一本の樹木を守ることを明確に示すべき。 | B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 今あるみどりは、平成30年度に改定したみどりの基本計画の基本方針に位置づけているとおり、区民や事業者と協力して将来にわたって残していけるよう努めてまいります。 一方で、区立公園には高木が約7,000本あり、その多くが高度経済成長期に植栽され、高齢化や大径木化が進行しており、倒木や落枝のリスクが高まっています。このため、樹木の持つ機能や効用の増進と安全性の確保を両立させながら引き続き維持管理してまいります。 |

| No. | 素案頁 | 章番号 | 意見要旨 | 区の考え方 |
|-----|-------|-----|---|--|
| 62 | 56・57 | 5 | 道路計画によってみどりが失われることのないよう街路樹を守り、新たにできる道路の緑化を促進すべき。 | B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 魅力ある街路樹整備を促進するため、区で策定した街路樹管理指針に基づき街路樹の整備を行います。また、新たにできる道路の緑化については、積極的にみどりの創出を図り、区民に心地よさを提供できるよう整備を促進します。 |
| 63 | 57 | 5 | P.57「②みどりの保全に向けた取組の推進」の「地域の貴重な樹木・樹林等の保護」で「・・・・公共施設にあるものは「公有地保護樹木」に指定します。」の次に、「その際、特別保護樹木、公有地保護樹木への指定基準、指定結果の根拠について区民に情報を公開します。」と追記すべき。 | E ご意見として伺います。 公有地の保護樹木の指定は、地上1.5mの高さにおける幹回りが1.2m以上で、健全でかつ樹容が美観上優れているものを対象としており、一般の保護樹木の指定基準と同様ですので、ご指摘の文言を追記する考えはありません。 また、特別保護樹木についても、既に区ホームページ等で公表しているため、ご指摘の文言を追記する考えはありません。 |
| 64 | 58～62 | 5 | 「個別目標2-2 水やみどりに親しめる環境づくり」に、「生物の生育環境として、児童公園など街区公園や街路樹など、見過ごされがちな自然環境も立派な生物の育成環境であるとして捉える」と追記すべき。 | E ご意見として伺います。 この計画では、区内全域のみどりを対象に生物多様性の保全に配慮することを目標としていますので、ご指摘の文言を追記する考えはありません。 |
| 65 | 59 | 5 | 「基本目標2／個別目標2-2 水やみどりに親しめる環境づくり現状と課題」の「②身近なみどりと生物多様性の恵み」の部分で、区内に古くから残された生物の生育環境として列挙された公園、社寺林の中に「明治神宮外苑」を加え、施策・取組みの方向性として神宮外苑の樹木の保全に触れるべき。 | E ご意見として伺います。 この計画は区内全域を対象としており、ご指摘の箇所も含まれておりますので、追記する考えはありません。 |
| 66 | 59 | 5 | 「個別目標2-2 水やみどりに親しめる環境づくり 現状と課題 ②」に「区内に古くから残された生き物の生育環境として列挙された公園、社寺林の中に明治神宮外苑」を追記すべき。また、「施策・取組みの方向性に「大規模開発による神宮外苑の樹木の伐採を回避し生物多様性に富んだ環境の保全に努める。」と追記すべき。 | E ご意見として伺います。 この計画は区内全域を対象としており、ご指摘の箇所も含まれておりますので、追記する考えはありません。 |
| 67 | 59 | 5 | P.59「②身近なみどりと生物多様性の恵み」の「区内には、新宿御苑、戸山公園、・・・・外濠など、古くから残された生き物の生育区域がまだありますが、自然の生態系が・・・・」を「・・外濠など、古くから残された生き物の生育区域がまだあります。また、大正時代に創建された明治神宮外苑内には樹齢100年を超える大木とそれらが育つ豊かな土壌があり、地中や樹上に生物多様性に富む環境が維持されています。しかし、自然の生態系が・・・・」に修正すべき。 | E ご意見として伺います。 この計画では、区内全域のみどりの保全を対象としていますので、特定のエリアについて追記する考えはありません。 |
| 68 | 63 | 5 | 緑被率の目標値を2027（令和9）年度18.48%にしたのは2015（平成27）年度の17.48%から1%アップを根拠としているが、神宮外苑の再開発による樹木の伐採や区外への移植はどの程度見込んでいるのか。 | F ご質問に回答します。 みどりの基本計画における緑被率の1%アップについて、直近のみどりの基本計画（平成30年3月改定）の策定時には、新国立競技場及び明治公園以外の外苑地区については特に見込んでおりません。 |
| 69 | 68 | 5 | 学校給食の食品ロスを地域団体と連携して、地域の住民に対して配食する取組を行うべき。 | E ご意見として伺います。 区立学校においては、残菜を減らす取組を継続して行うとともに、学校給食から発生する食品廃棄物については既に食品リサイクル（飼料化）を実施しています。学校給食の配食については考えておりませんが、食べ残しを減らすため、今後も引き続き、教育委員会とともに取り組んでまいります。 |

| No. | 素案頁 | 章番号 | 意見要旨 | 区の考え方 | |
|-----|-------------|-----|---|-------|---|
| 70 | 68 | 5 | 食品ロス削減が重要である。 | B | ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区においても食品ロス削減は重要な課題であると認識しており、令和5年2月に「新宿区一般廃棄物処理基本計画」の改定に併せて「新宿区食品ロス削減推進計画」を策定します。同計画に基づき、フードドライブの推進や、食品ロス削減協力店登録制度の拡充など、食品ロス削減に向けた取組を一層推進してまいります。 |
| 71 | 69 | 5 | 使い捨てプラスチックの削減に向けて、区内商業施設との連携が足りない。 | B | ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、区内商業施設をはじめとした事業者に対して、プラスチック使用製品の使用の合理化（有償提供、景品の提供など）や、プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制・資源化などに取り組むことを責務としています。これらの責務について事業者に対し、関係団体等を通じて取組の実施を求めていくとともに、区民に対しては、広報媒体を通じて、こうした取組への協力を求めていきます。 |
| 72 | 69 | 5 | 順番はリデュース→リユース→リサイクルであり、まずはゴミがでない社会、捨てているごみはゴミではなく物であることを感じられる社会の周知、教育を区全体で行うべき。 | B | ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、優先的にリデュース・リユースを推進し、ごみができるだけ出さないライフスタイルへの転換を促した上で、それでも発生するごみについては、リサイクルを推進していくべきであると考えています。この考え方にに基づき、区民・事業者への周知・啓発に取り組んでまいります。 |
| 73 | 82 | 5 | そもそも駐輪スペースが十分でないことから、放置自転車対策の一環として、駐輪スペースの拡充を検討すべき。 | B | ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、民間事業者を活用して駅周辺を中心に駐輪場を整備しています。また、百貨店や遊技場などの人が集まる施設について、一定の規模以上の施設では駐輪場の附置義務制度を設けるなどの施策により、駐輪場の整備に努めています。 |
| 74 | 92～94・98～99 | 5 | 大人向け、子ども向けとも講座を充実し、ネット配信も含めて行うことで受講者数の拡大をはかるべき。また、YouTubeにもアップして後から誰でも視聴できるようにすること。 | B | ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、環境学習情報センターを中心に、大人向けに「エコリーダー養成講座」、子ども向けには区内の小学校で「環境学習出前講座」などを実施しています。 こうした講座では、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度から一部でオンライン配信も実施していることから、区のYouTubeチャンネルの活用も含め、広く区民が視聴できるよう取組を進めていきます。 |
| 75 | 98 | 5 | 「基本目標5／個別目標5-2 次代を担う…環境教育の推進」の「①こどもたち…環境教育の機会の質と充実」の箇所「自然体験ツアーの実施」に触れている部分で、「長野県伊那市…の「新宿の森」を活用した自然体験ツアーについて」の「新宿の森」のあとに「や新宿区の風致地区である神宮外苑」を入れ、「を活用した…」に続けるべき。 次の段落の「特に、…展開します。」のあとに、「また、神宮外苑が人工の森として計画され、造営・維持されて現在に至るまでの国民・市民の環境保全の歴史を学び、都会の緑が先人の努力と英知によっていかに保たれてきたかの学習も併せて行います。」と付け加えるべき。 | E | ご意見として伺います。 神宮外苑において、区が森林保全のため「新宿の森」で行っている下草刈りや間伐などの作業や、これらの保全活動を区民の方が体験する機会を設けることは考えていません。こうしたことから、神宮外苑を「新宿の森」と位置づけ、自然体験ツアーの実施場所とすることは記載しません。 |

| No. | 素案頁 | 章番号 | 意見要旨 | 区の考え方 | |
|-----|-------|-----|---|-------|---|
| 76 | 98～99 | 5 | 公園では小学生によるポイ捨ても多いことから、環境学習の内容にごみの適切な処理の必要性を入れ込むべき。 | B | ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、教育委員会と連携して「環境学習出前講座」を学校で実施し、児童・生徒の環境学習の機会を創出しています。また、ごみ減量絵画の作成を通じ、ポイ捨てやごみの不法投棄防止に関する啓発を行っています。今後もこうした取組を通じ、適切なごみ処理について学ぶ機会を設けていきます。 |
| 77 | 99 | 5 | エコ啓蒙のための安易なグッズ制作を行わないように、ガイドライン等を設けるべき。 | C | ご意見を踏まえて、計画を推進します。 啓発のためのグッズについては、これまでも実用的で環境に配慮したものを製作してきました。現時点で、ガイドラインの策定は考えていませんが、今後もこうした視点を踏まえて啓発に取り組んでいきます。 |
| 78 | 105 | 6 | 「令和12（2030）年度において、区有施設のCO ₂ 排出量を平成25（2013）年度比で50%削減することを目指します」とした目標を引き上げるべき。 | D | ご意見は、今後の取組の参考とします。 区有施設については、区民・事業者に自主的・積極的な環境配慮の取組を求めていくためにも、区自らの率先行動が必要であると考えています。そのため、区内の削減目標で「高み」と位置付けている50%に設定し、模範を示すとともにその達成に向けた取組を積極的に実践していきます。現時点で目標を変えることは考えていませんが、削減状況に応じて、適宜、目標値の見直しを検討します。 |
| 79 | 106 | 6 | 「RE100宣言」を行い、事業者の参加のもと、再エネ100%を目指すべき。 | E | ご意見として伺います。 「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて、区内CO ₂ 排出量全体に占める割合が最も高い「電力」について、CO ₂ を排出しない再生可能エネルギー電力等への切替を推進することが重要ですが、再生可能エネルギーの安定した供給量の確保は困難な状況と考えています。 こうした状況を踏まえて、区では、令和5年2月に改定する「第三次環境基本計画」において、廃棄物を焼却する際に出る排熱などの今まで利用されていなかったエネルギーで発電した電力を含めて、調達を推進していくこととしています。また区有施設においても、令和9年度までに原則として全ての区有施設で、廃棄物を焼却する際に出る排熱を利用した、CO ₂ 排出量実質ゼロの「ゼロカーボン電力」をはじめとした環境に配慮した電力を調達するとしていることから、現時点で「RE100宣言」を行うことは考えていません。 |
| 80 | 106 | 6 | 区有施設についてもごみ発電ではなく再エネに切り替えるべき。 | D | ご意見は、今後の取組の参考とします。 「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて、区内CO ₂ 排出量全体に占める割合が最も高い「電力」について、CO ₂ を排出しない再生可能エネルギー電力等への切替を推進することが重要です。しかし、再生可能エネルギーの安定した供給量の確保は、現時点での供給状況を踏まえると、困難であると考えていることから、廃棄物を焼却する際に出る排熱などの今まで利用されていなかったエネルギーで発電した電力を含めて、区有施設での調達を推進していきます。 |
| 81 | 106 | 6 | 区有施設における再生可能エネルギーへの電力切り替えにつき、過去全ての導入状況として、①区内にはいくつの区有施設があるのか②それらに対して再生可能エネルギーの導入割合を提示をすべき。また、今後のマイルストーンとして、導入によるCO ₂ 削減量だけでなく、年度ごとに何施設導入していくかを明示すべき。 | C | ご意見を踏まえて、計画を推進します。 本計画では区有施設の再生可能エネルギー電力等への切替状況の詳細は記載しませんが、今後、区ホームページ等を通じて切替状況などをお知らせしていきます。 |

| No. | 素案頁 | 章番号 | 意見要旨 | 区の考え方 | |
|-------|---------|-----|--|-------|--|
| 82～84 | 106 | 6 | 区民、法人を先導する意味でも、区有施設の電力を令和9年までにすべて温室効果ガスを排出しない「再生可能エネルギー」「自然エネルギー」でまかなえるようにすべき。 (同一意見ほか2件) | E | ご意見として伺います。 「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて、区内CO ₂ 排出量全体に占める割合が最も高い「電力」について、CO ₂ を排出しない再生可能エネルギー電力等への切替を推進することが重要です。しかし、再生可能エネルギー又は自然エネルギーの安定した供給量の確保は、現時点での供給状況を踏まえると、困難であると考えています。 こうした状況を踏まえ、計画期間中（令和5～9年度）に原則として全ての区有施設で、廃棄物を焼却する際に出る排熱を利用した、CO ₂ 排出量実質ゼロの「ゼロカーボン電力」をはじめとした環境に配慮した電力を調達していきます。 |
| 85・86 | 106 | 6 | 「計画期間中（令和5～9年度）に、原則として各施設で調達する電力を全て環境に配慮した電力に切り替えます」とあり、環境に配慮した電力とは「CO ₂ 調整後排出係数が低い令和2年度を基準として50%以上近い電力を調達していきます」とあるが、これは「再生可能エネルギー」及び「自然エネルギー」のことをさし、石炭火力や原子力発電を含まないという理解でよいか。 (同一意見ほか1件) | F | ご質問に回答します。 区では、CO ₂ 調整後排出係数が0.220 t-CO ₂ /kWh以下の電力を環境に配慮した電力としており、電源を限定するものではありません。なお、現在区有施設では、廃棄物を焼却する際に出る排熱を利用した、CO ₂ 排出量実質ゼロの「ゼロカーボン電力」の調達を推進しています。 |
| 87 | 106～108 | 6 | 次世代に私達は良い環境を残して行けるのか、危機感を持っている。まずは区内の公的施設(区役所や出張所等)が手本を示すべき。 | B | ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 「ゼロカーボンシティ新宿」の旗振り役である区は、率先垂範して区有施設におけるCO ₂ 排出量削減のための取組を推進する必要があると考えています。こうした中、区は区有施設における排出量の約60%を占める「電力」の調達のあり方を抜本的に見直すなど、スピード感を持って様々な取組を推進しています。今後、区民・事業者に自主的・積極的なCO ₂ 排出削減に向けた取組を求めていくためにも、引き続き、区の率先行動を進めていきます。 |
| 88 | 106～108 | 6 | 区有施設の断熱省エネ性能の向上と、どのように進めていく予定であるのかロードマップを掲載すべき。 | E | ご意見として伺います。 区有施設の断熱省エネ性能の向上は、施設の新築や大きな改修の際、建物のZEB化なども含め実施していく考えであり、現時点でロードマップ等をお示しすることは考えていません。 |
| 89 | 106～108 | 6 | 区立学校の断熱省エネ性能の向上、断熱改修を早急に行うべき。 | E | ご意見として伺います。 区立学校の断熱省エネ性能の向上は、校舎の新築や改修が必要になった際、建物のZEB化なども含め実施していく考えであり、現時点で断熱改修の予定はありません。 |
| 90 | 106～108 | 6 | 学校の脱炭素化を盛り込むべき。 | B | ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区立小中学校では、再生可能エネルギー電力等への切替を推進するとともに、照明機器のLED化等による省エネルギーに取り組んでいます。今後、学校においてCO ₂ 排出削減の取組を推進し、子どもたちにわかりやすく伝えることで、「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けた取組をより身近に感じてもらうなど、環境意識の啓発を図っていきます。また、その成果を区立小中学校以外の学校へと広げていけるよう検討していきます。 |
| 91 | 106～108 | 6 | 自動販売機は電力消費が大きく、ペットボトルなどの廃棄物の処理やボイ捨てにつながっている。ペットボトル自体も温室効果ガスの排出源にもなっているため、区の施設に関しては削減していく方針を出すべき。 | D | ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、区主催の会議等においてペットボトルに入った飲料の提供をやめることや、各施設においてプラスチック製品の排出量を減らす取組を進めています。 飲料の自動販売機は庁舎を訪れる方の利便性を確保する目的もあることから、直ちに削減する方針は掲げませんが、設置者に対して省電力型の機種を導入を求めるなど、環境負荷の軽減を図っていきます。 |

| No. | 素案頁 | 章番号 | 意見要旨 | 区の考え方 | |
|--------|-----|-----|---|-------|--|
| 92 | 107 | 6 | 使い捨てプラスチックの削減に向けて、全庁的に取り組むべき。 | B | ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、環境マネジメントシステムを導入し、区有施設からのプラスチックの排出量を削減する取組を各管理者に対して促しているところです。 |
| 93 | 107 | 6 | 「区の庁用車を新規導入または更新する際には電動車（電動自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車）とする」とあるが、【電気自動車（EV）またはZEVのみ】を新規導入又は更新する際の庁用車とすべき。 | C | ご意見を踏まえて、計画を推進します。 区では、乗用車や貨物車、ごみの回収車等さまざまな車種の車を使用していますが、現時点で電気自動車等（EV・ZEV）に置き換えられる車両は一部にとどまることから、できるだけ早く、可能な限りCO ₂ の排出を削減するため、広く電動車を定義しました。 今後の車の製造技術の進歩を注視し、車両更新時にできるだけCO ₂ の排出量が少ない車両を選んでいきます。 |
| 94 | 107 | 6 | 区有施設へのEV充電設備の設置推進の具体的なスケジュールを可視化すべき。 | C | ご意見を踏まえて、計画を推進します。 現時点で、区有施設において一般の方向けのEV充電施設を整備することは考えていませんが、区が所有する車両の充電施設の設置時期については、今後の電動車の導入状況を踏まえて検討し、区ホームページ等を通じてお知らせしていきます。 |
| 95 | 107 | 6 | 使い捨てプラスチックのさらなる使用削減のため、新宿区有施設に設置する自動販売機からのペットボトルを廃止すべき。 | D | ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、区主催の会議等においてペットボトルに入った飲料の提供をやめることや、各施設においてプラスチック製品の排出量を減らす取組を進めています。 自動販売機でのペットボトル飲料の取り扱い、庁舎を訪れる方の利便性を確保する目的もあることから、直ちに廃止する考えはありませんが、今後、さまざまな機会をとらえ飲料メーカー等にペットボトルの使用を減らすよう働きかけていきます。また、すでに区の庁舎にある自動販売機には回収ボックスを併設していることから、利用者が飲料容器を適切に排出するよう促していきます。 |
| 96 | - | - | 「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（令和4年度改定）（素案）」、「新宿区一般廃棄物処理基本計画（改定）（令和5年度～令和9年度）素案」とのパブリックの情報共有を行い、各計画との連携を図り、必要な部分は本計画に反映すべき。 | B | ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 他の計画とは、検討状況に応じて内容を確認し、整合を図っています。パブリック・コメントについても情報共有し、今後のさまざまな取組に活かしていきます。 |
| 97～108 | - | - | 神宮外苑の樹木伐採・移植について、現行の再開発計画の見直しを求め、神宮外苑の環境保全を図るべき。 （同一意見ほか11件） | E | ご意見として伺います。 神宮外苑地区の再開発をめぐることは、様々なご意見があることは承知しています。しかし、個別区域の樹木保全に関することについては、本計画に記載する内容ではないと考えております。 なお、神宮外苑の樹木について、区はこれまで、既存樹木の保存や移植に努めるよう、みどり豊かな環境の創出に向け、都や事業者に働きかけてきたところです。今後も引き続き、再開発計画における個別の施設計画の詳細検討において、既存樹木がより一層保全されるよう、都や事業者に対し働きかけてまいります。 |
| 109 | - | - | 新宿御苑への福島除染処理土壌の受け入れも含めて、情報公開を行うべき。 | E | ご意見として伺います。 新宿御苑における福島県の除去土壌再生利用をめぐることは、様々なご意見があることは承知しています。 ご指摘の新宿御苑内での事業は環境省が行うものです。すでに区では国に対して、区民への丁寧でわかりやすい説明など、事業に関する情報公開を要望しているところです。今後も国に対して適切な対応を要望していきます。 |

3 地域説明会での意見要旨と区の考え方

| No. | 素案頁 | 章番号 | 意見要旨 | 回答要旨 |
|-----|-------|-----|---|---|
| 1 | 8 | 2 | 2022年現在で、平成25年度に比べてCO ₂ がどのくらい削減されているのか。 | F ご質問に回答します。 直近のデータである令和元（2019）年度の区内のCO ₂ 排出量は2,595千t-CO ₂ で、平成25（2013）年度比で18.9%の削減です。 |
| 2 | 26 | 4 | CO ₂ 削減目標の目標年度は令和12（2030）年度だが、計画期間の終期である令和9（2027）年度のCO ₂ 削減目標値はあるのか。 | F ご質問に回答します。 現計画の削減目標や国の新たな削減目標は、令和12（2030）年度を目標年度としています。素案では、目標年度を変更せずに削減割合のみを引き上げることで、「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けた区の決意をわかりやすく発信できるため、目標年度は令和9（2027）年ではなく引き続き令和12（2030）年度としています。 |
| 3 | 26 | 4 | 神宮外苑の再開発によって1,000本ともいわれる樹木が伐採されると、CO ₂ 削減目標にも影響する。素案のCO ₂ 削減目標は、神宮外苑再開発の樹木伐採が含まれたものなのか。 | F ご質問に回答します。 神宮外苑の再開発によるCO ₂ 削減目標への影響については、算定が困難です。当該再開発については、東京都が計画の最終審査にあたっており、区の都市計画部門が対応しています。ご意見については、都市計画部門に伝えます。 |
| 4 | 43～45 | 5 | 太陽光パネルのリサイクル窓口を設けることはできないのか。 | F ご質問に回答します。 太陽光パネルのリサイクルについては、専門性が高いため、専門事業者以外では取り扱うことが難しい状況です。東京都では、使用済太陽光発電設備のリサイクル事業者への支援等について検討を進めているところと聞いております。今後も、東京都の動向を注視し、区民の皆様にも情報をお伝えしていきたいと考えております。 |
| 5 | 43～45 | 5 | 区内の太陽光発電の普及状況はどうなっているか。 | F ご質問に回答します。 区内の太陽光発電の普及状況については、区としては把握していませんが、「東京都太陽光発電設備現況調査」によると、区内の太陽光パネルの設置率は約2.6%です。 |
| 6 | 43～44 | 5 | 太陽光発電システムの設置に対して区の助成制度はあるか。 | F ご質問に回答します。 区では太陽光発電システムや、蓄電池システムといった「個人住宅向け新エネルギー・省エネルギー機器等設置助成」を行っています。 |
| 7 | 49 | 5 | 新宿区みどりの条例を踏まえて、カーボン・オフセットの見直しをし、区外の緑化の方向性を計画に盛り込む予定はあるか。 | F ご質問に回答します。 関連計画である「新宿区みどりの基本計画」は平成30年から10年間の計画であり、今回中間見直しは行わないため、本計画についても基本目標2「豊かなみどりの保全と創出」については大幅な変更は加えていないところです。ご指摘のカーボン・オフセットのために緑化等が非常に重要であるという認識は区も持っておりますので、道路や公園の所管部署にご意見を伝えます。 |

| No. | 素案頁 | 章番号 | 意見要旨 | 回答要旨 |
|-----|---------------------------------|-----|---|---|
| 8 | 57 | 5 | 民家の樹木は、落ち葉の清掃などの管理が大変だという理由で伐採されることもあるようだが、区が管理を支援することはできないのか。 | F ご質問に回答します。 区では、樹木・樹林及び生垣のうち、特にみどりの文化財として保護する必要があると認めるものを保護樹木等として指定し、その所有者・管理者に対し、維持管理に必要な費用の一部を助成する制度を設けています。保護樹林等については、袋詰め落ち葉の回収を区が行っています。こうした制度について区民の皆様にはわかりやすく説明する機会を設けるよう所管部署に伝えます。 |
| 9 | 68～ 70 ・ 73 ・ 74 | 5 | ごみを削減することで、同時にCO ₂ 排出量の削減も期待できるとすれば、一般廃棄物処理基本計画の目標と、第三次環境基本計画の目標を同時に達成できる総合的で効果的な政策になるのではないかと。 | B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 直近のデータである令和元（2019）年度の区内のCO ₂ 排出量のうち、廃棄物部門は83千t-CO ₂ であり、ごみの削減がCO ₂ の排出量削減に寄与することはご指摘のとおりです。一般廃棄物処理基本計画と第三次環境基本計画で相互に連携・整合を図りながら取組を進めてまいります。 |
| 10 | 92～ 94 ・ 98～ 99 | 5 | 環境学習の実施とCO ₂ 削減との関連を示した指標はあるか。 | F ご質問に回答します。 環境学習の結果による直接的なCO ₂ 削減効果を測定することは困難です。環境学習に関しては、「子ども向け環境学習講座の受講が環境配慮行動の実践に繋がった家庭の割合」を指標の一つとして設定し、環境学習の効果を把握していきます。 |
| 11 | 105 | 6 | 施設のCO ₂ を50%削減するという目標は、民生部門の業務部門のことか。 | F ご質問に回答します。 お尋ねの削減目標は、区有施設におけるCO ₂ 排出削減の目標値です。 |
| 12 | - | - | 地域説明会の参加者が少なく驚いた。若い人が参加していない。この状態では地域住民の環境問題への意識の広がりなどを図るのは難しいのではないかと。 | D ご意見は、今後の取組の参考とします。 地域説明会は区内5か所で実施し、これまで10代、20代の方も参加されています。また、あわせてパブリック・コメントを実施しており、インターネットや郵送、FAXでもご意見をいただいております。今後も、区民の方が参加しやすく、意見を述べやすい体制づくりを進め、様々な機会を通じて環境に関心を持っていただけるよう取り組んでまいります。 |